

# 告示

## 埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和四年五月二十日

埼玉県春日部県税事務所長 樋口 貢 一

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社折原石油	代表取締役 折原 貫	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷千百四十三番地	令和四年三月三十一日